

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 農業共済団体国庫負担金及び補助金交付規則
- ◇告示 種畜の廃用
廨の指定
建設業者の登録まつ消
- ◇選管告示 代表者会議の区域の一部改正
定例選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 県有財産の一般競争入札

規則

農業共済団体国庫負担金及び補助金交付規則をここに公布する。

昭和三十一年七月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第五十号

農業共済団体国庫負担金及び補助金交付規則

（目的）

第一条 この規則は農業共済組合及び農業共済組合連合会（以下「団体」という。）の事務費国庫負担金及び補助金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

（交付の申請）

第二条 交付金の交付を受けようとする団体は、毎年四月二十日までに交付申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし農業災害補償法（昭和二十二年法律第百十八号）附則第八項の補助金については毎年十一月二十日までに提出しなければならない。

- 一 事業計画書（第二号様式）
- 二 収支予算書（第三号様式）
- 三 その他知事の必要と認める書類

(変更の承認申請)

第三条 交付金の交付を受けた団体が第二条に掲げる書類に重要な変更を加えようとするときは、変更申請書

(第六号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出し認可を受けなければならない。

- 一 計画変更理由書
- 二 変更事業計画書(第二号様式)
- 三 変更収支予算書(第三号様式)

(事情変更による決定の取り消)

第四条 知事は交付金の交付決定をした場合においてもその後の事情変更により交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(報告)

第五条 交付金の交付を受けた団体は翌年四月十日までに実績報告書(第四号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 事業成績書(第二号様式)
- 二 収支精算書(第五号様式)

三 その他知事が必要と認める書類
(交付金の返還)

第六条 知事は交付金の交付を受けた団体が次の各号の一に該当する場合には、交付金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- 一 不当に交付金の交付を受けたとき。
- 二 交付の条件に違反したとき。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年度の交付金から適用する。

2 昭和三十一年度に限り第二条の規定の適用については、毎年四月二十日とあるを七月三十日と読み替えるものとする。

第一号様式

文書番号

昭和 年 月 日
知 事 ち て

組合長 何 某 ④

昭和何年度農業共済団体国庫負担金交付申請書

昭和何年度において下記により農業共済組合事務費国庫負担金 円の交付を受けたく、農業共済団体国庫負担金交付規則第2条の規定により別紙関係書類を添えて申請します。

記

総事業費 円 別紙予算書の通り

内訳 { 国庫負担金 円
 { 其他 円

第二号様式

事業計画書(成)

組合名

1、組合員数 名

2、役員数 名 内理事 名 監事 名

3、職員数 名

内 訳

区分	職員数	内 訳		書記	技師	臨時職員	備考
		有資格者	無資格者				
本部							
外出課所(支所)							
計							

4、職員平均給与

5、損害評価委員1人当年手当 円

6、旅 費

(1) 役員年1人当 円

(2) 職員年1人当 円

7、主な会議名

(1)

(2)

8、事務所費(職員1人当) 円

9、家畜に係る賦課金の軽減方策 (1)

(2)

- 10、主な損害防止事業
- (1) 農作、畜産関係
- (2) 家畜関係
- (3)、任意共済関係(建物)

梁山中継伝

収支予算書

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	
			増	減
計	円	円	円	円

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	
			増	減
計	円	円	円	円

略

計

梁山中継伝

文書番号

昭和 年 月 日

知 事 あ て

組合長 何 某 ㊦

昭和何年何月何日付受鳥農政第何号指令に、もつぎ別紙事業成績書及び収支精算書のとおり農業共済団体国庫負担事業を実施したので報告します。

梁山中継伝

収支精算書

総事業費

- 内訳 { 受国庫負担金
- { 其の他

精算額 円 円

差引額 円 円

収入の部

区分	本年度額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

略

支出の部

区分	本年度額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

略

梁山中継伝

文書番号

昭和 年 月 日

知 事 あ て

組合長 何 某 ㊦

昭和何年何月何日付受鳥農政第何号指令に、もつぎ事業実施中のところ別紙理由書のとおり変更したので関係書類を添え変更認可下さいますよう申請します。

告示

鳥取県告示第三百七号

種番証明書番号

名号

種類

飼養者住所氏名

昭和三十一年七月二十日 鳥取県知事 遠藤 茂

昭三一鳥取一第四七号

入寿

黒毛和種

鳥取県東伯郡三朝町 吉田 治之藏

第四八号

山勝

"

西村 節夫

第五三号

柳原

"

林 保

第五四号

大山

"

杉本 一郎

第五八号

安藤

"

安藤 修一

第六八号

井上

"

東伯郡由良町 米田 千太郎

鳥取県告示第三百八号

鳥取県大阪通勤寮を鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)第二条の規定による際に昭和三十一年七月二日指定した。

昭和三十一年七月二十日 鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第三百九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十一年七月二十日 鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号

登録年月日

名称

所在地

申請者氏名

登録まつ消年月日

鳥取県知事登録 (は)第三七三号

昭三一、三二、二七

大江組

鳥取市賀露町九六九

大江 正義

昭三一、七、一五

鳥取県告示第三百十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定に

登録番号

登録年月日

名称

所在地

申請者氏名

登録まつ消年月日

鳥取県知事登録 (は)第三六二号

昭二九、一二、一三

千代田組

鳥取市吉方町一七九

依本千代藏

昭三一、七、一五

鳥取県告示第三百十一号

昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十八号(農業委員会等に関する法律に基づく代表者会議の区域について)の一部を昭和三十一年七月十日次のように改めた。

昭和三十一年七月二十日

鳥取県知事

遠藤

茂

区域名および区域内町村中

「西伯郡西部地区

西伯郡のうち会見町、西伯町、岸本町、春日村、日吉津村、県村、大高村」を

「西伯郡西部地区

西伯郡のうち会見町、西伯町、岸本町、日吉津村、県村、大高村」に

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年七月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

- 一 日時 昭和三十一年七月二十一日午後六時
- 二 場所 鳥取市吉方 久松閣
- 三 議題

- 1 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の執行について
- 2 参議院議員選挙の結果報告について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年七月二十日

鳥取県教育委員会委員長 大島高藏

- 一 日時 昭和三十一年七月二十四日午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会会議室

一 議題

1 鳥取県立高等学校学則について

2 鳥取県立盲学校、ろう学校学則について

公 告

県有財産を次のとおり一般競争入札によつて売却するから、買受け希望者は期限までに入札書を提出して下さい。

昭和三十一年七月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 公売財産の名称及び数量
乗用自動車一九三四年式シボレー 一台
- 二 公売物件の所在地及び入札場所
鳥取市東町九九 鳥取県経済部耕地課
- 三 入札及び開札の日時
昭和三十一年七月三十日午前十時
- 四 公売物件下見の日時及び場所

昭和三十一年七月二十八日午前十時から同十二時まで
鳥取市東町九九 鳥取県経済部耕地課

- 五 入札保証金 免除する。
 - 六 落札代金納入期限 即納とする。
 - 七 その他
- 入札については鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）によるものとし、その他の事項については当日説明する。

県有財産を次のとおり一般競争入札によつて売却するから、買受け希望者は期限までに入札書を提出して下さい。

昭和三十一年七月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 公売財産の名称及び数量
貨物自動車一九四八年式ニッサン 一台
- 二 公売物件の所在地及び入札場所
倉吉市上井 鳥取県北条用排水改良事業所
- 三 入札及び開札の日時

昭和三十一年七月三十一日午前十時

四 公売物件下見の日時及び場所

- 昭和三十一年七月三十日午前十時から同十二時まで
倉吉市上井 鳥取県北条用排水改良事業所
 - 五 入札保証金 免除する。
 - 六 落札代金納入期限 即納とする。
 - 七 その他
- 入札については鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）によるものとし、その他の事項については当日説明する。